



地方公共団体保有施設における 脱炭素化の推進に向けた取組について

2026年6月18日

環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ
地域脱炭素政策調整担当参事官室



1. 地方公共団体施設における施設種別の太陽光発電の導入状況 【前回会議でも提示】

- 第2回連絡会議において設定した地方公共団体施設における施設種別の太陽光発電の導入目標について、令和7年度推進状況調査の結果（各施設での令和7年10月1日時点での導入状況）を元に進捗状況を算出した（P2～4）。

2. 地方公共団体における課題と各府省庁へのお願い事項

- 環境省が、令和7年度に、複数の地方公共団体に対して太陽光導入に係る課題を聴取したところ、建物の老朽化や構造上の不具合といった物理的な制約のみならず、経済性の確保、初期費用の確保、庁内調整等が挙げられた。
- これを踏まえ、引き続き関係府省庁で連携の上、地方公共団体への財政支援や関係部局への導入呼びかけを行っていく必要がある。

【財政支援】

- － 関係府省庁において支援に係る予算の維持・確保に取り組んでいただきたい。
- － 関係府省庁において確保された予算の活用（併用含む）の呼びかけを一層強化していただきたい。

【導入呼びかけ】

- － 地方公共団体への支援メニューやツールの周知については、前回会議において事務連絡文案を提供の上、周知を依頼していたところ、5省庁において周知が実施された。地方公共団体が保有する施設において取組が円滑に進むよう、今後も機会を捉えて周知いただきたい。
- － 加えて、会議体への資料提供又は環境省からの説明機会を設けていただく等も検討いただきたい。

関係省庁において設定した地方公共団体施設における施設種別の太陽光発電の導入ポテンシャルと導入目標

【設置可能性について】 太陽光発電設備の設置にあたって、主要な建築物ごとに各判定項目（立地場所の環境や空きスペースの面積、耐震性等）により、3段階の簡易判定基準で評価。 なお、ここでいう「設置可能性はあるが懸念事項がある」とは、法的要因（条例等により再エネ設備の設置が制限されている等）や、物理的要因（設置場所が年間通じて日照不足になる等）のみであり、それ以外の要因（予算不足や投資対効果等）は考慮していないため、実際の導入ポテンシャルはこれより下回る可能性があることに留意。	導入実績（既設） ※建築物・敷地の合計		導入ポテンシャル＜推計値含む＞ 簡易判定基準における「設置可能性が高い」と「設置可能性はあるが懸念事項がある」の合計				6.0GW達成に向けた目標値
	令和3年度までに設置済み	令和4年度以降に設置済・予定	建築物		敷地		導入目標（※1） （暫定目標）
	設備容量 (kW)	設備容量 (kW)	設備容量 (kW)	＜推計値＞* 回答団体の人口 カバー率で割戻し (kW)	設備容量 (kW)	＜推計値＞* 回答団体の回答率で 割戻し (kW)	全体ポテンシャルの 50%-R3年度までの 既設により算出 (kW)
市民文化系施設	14,676	2,883	149,973	328,764	24,518	66,107	192,000
社会教育系施設	23,361	4,576	226,979	473,212	40,808	116,497	285,000
社会体育施設	14,323	2,251	268,191	588,198	38,562	78,786	327,000
幼稚園施設	1,465	1,544	34,694	92,171	1,451	2,100	47,000
小中学校施設	139,553	21,268	1,272,697	2,478,619	122,279	301,329	1,331,000
特別支援学校施設	6,363	654	74,434	114,495	1,662	2,643	56,000
高等学校施設	21,345	1,183	405,883	605,059	7,045	13,947	299,000
児童福祉施設	9,079	1,603	149,664	323,117	8,063	29,083	172,000
社会福祉施設	10,221	1,794	113,301	257,311	17,229	28,680	139,000
医療施設	3,902	221	44,689	110,700	6,443	44,567	76,000
行政施設	37,915	9,555	149,300	311,415	35,531	93,774	188,000
消防施設	6,393	786	54,615	102,751	19,843	23,880	61,000
警察施設	3,401	324	33,872	50,237	3,473	4,691	26,000
公営住宅	11,799	403	303,299	700,997	74,156	189,776	440,000
廃棄物処理施設	42,388	4,426	102,672	184,123	31,570	64,902	106,000
水道施設	21,979	7,042	84,469	170,218	42,389	58,246	107,000
下水道施設	35,350	977	-	-	-	-	(※2) 160,000
その他施設（※3）	320,247	67,584	1,043,925	1,473,067	266,431	402,678	812,000
地方公共団体施設の 施設種別合計（※4）	723,761	129,075	4,512,655	8,364,455	741,451	1,521,685	4,824,000

※1 地方公共団体施設における「導入目標」は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査により把握した太陽光発電設備の導入ポテンシャルをベースに算出したもの（下水道施設を除く）。本導入目標を参考に、地方公共団体自身が政府実行計画に準じた目標（自団体の設置可能な施設の約50%以上に太陽光発電設備を設置する等）を設定し、自ら取り組むことを想定しているが、関係省庁で連携しながら支援や助言、情報提供等を実施する。

※2 下水道施設における「導入目標」は、第17回 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース 会議資料1-1「水循環政策における再生可能エネルギー導入促進に向けた数値目標」で公表されている数値を基に算出したもの。

※3「その他施設」には、総計値だけ回答した団体の数値を含む（総計値と施設分類別合計値の乖離分を算出し、その値を「その他施設」へ計上）。

※4 施設種別合計値は、小数点以下の数字を四捨五入している関係で、施設種別ごとの数値を足上げた場合の数値と一致しない場合がある。

施設種別の太陽光発電導入目標にかかる進捗状況

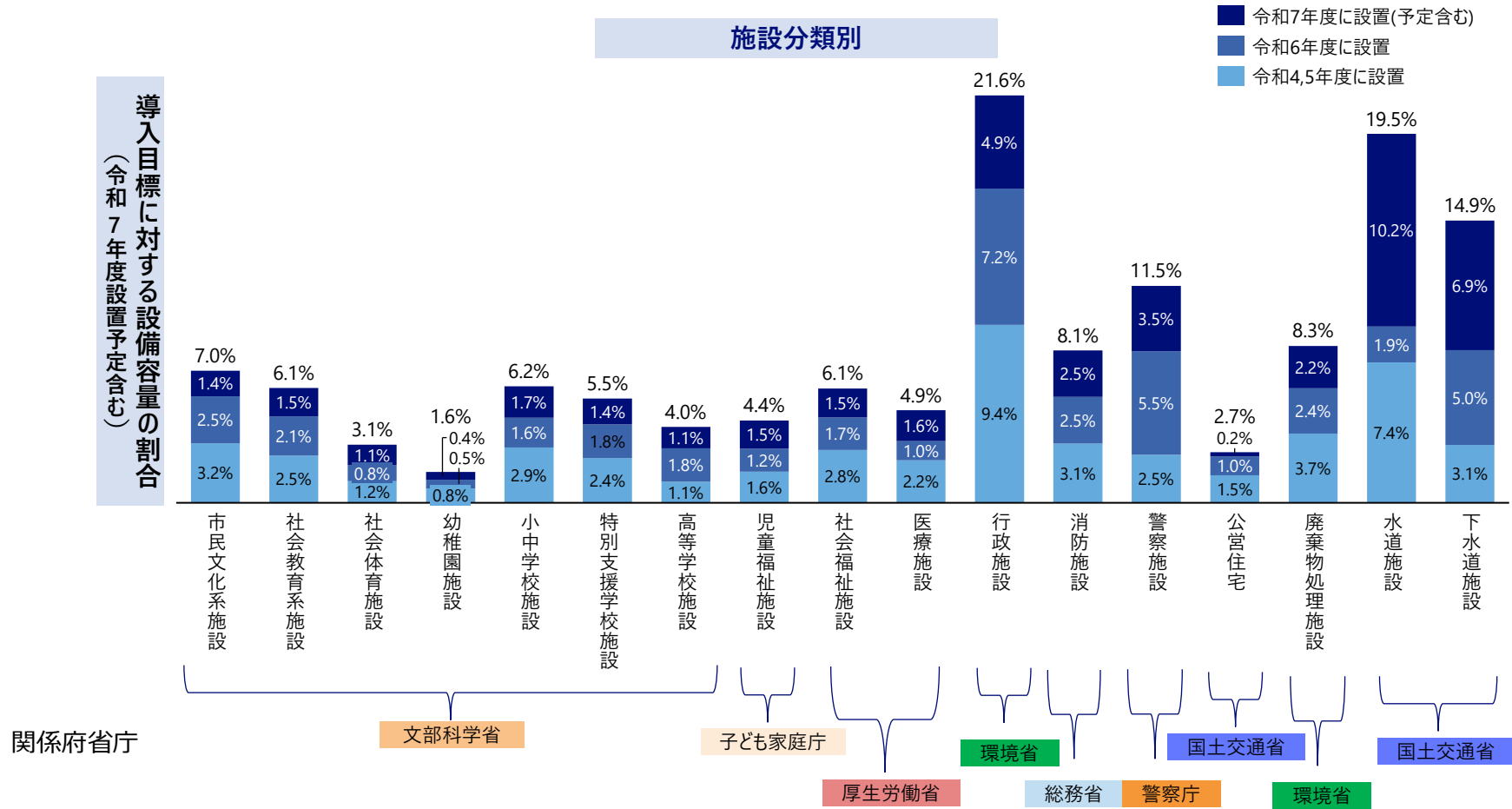
	設備容量ベース（令和4年度以降に追加的に導入された実績）			【参考値】設置件数ベース（これまでの全ての実績）		
	令和4～6年度の実績 + 令和7年度に導入済・導入見込み	導入目標（※1）	導入割合	令和3年度までの実績 + 令和4～6年度の実績 + 令和7年度に導入済・導入見込み	設置可能な建築物等の 合計値×50%（※2）	導入割合
	（kW） 【①】	（kW） 【②】	（%） 【③＝①/②】	（件） 【④】	（件） 【⑤】	（%） 【⑥＝④/⑤】
市民文化系施設	13,436	192,000	7.0%	1,482	4,614	32.1%
社会教育系施設	17,309	285,000	6.1%	2,351	6,113	38.5%
社会体育施設	10,039	327,000	3.1%	775	3,382	22.9%
幼稚園施設	770	47,000	1.6%	302	1,207	25.0%
小中学校施設	82,132	1,331,000	6.2%	10,124	22,808	44.4%
特別支援学校施設	3,087	56,000	5.5%	350	1,111	31.5%
高等学校施設	11,996	299,000	4.0%	1,155	5,282	21.9%
児童福祉施設	7,496	172,000	4.4%	1,384	5,071	27.3%
社会福祉施設	8,418	139,000	6.1%	827	3,201	25.8%
医療施設	3,720	76,000	4.9%	291	830	35.1%
行政施設	40,545	188,000	21.6%	2,646	4,335	61.0%
消防施設	4,916	61,000	8.1%	1,012	3,674	27.5%
警察施設	2,986	26,000	11.5%	518	1,770	29.3%
公営住宅	11,809	440,000	2.7%	3,712	15,928	23.3%
廃棄物処理施設	8,803	106,000	8.3%	614	1,711	35.9%
水道施設	20,896	107,000	19.5%	856	3,174	27.0%
下水道施設	23,911	160,000	14.9%	349	3,437	10.2%
その他施設	27,935	812,000	3.4%	14,012	21,753	64.4%
地方公共団体施設の 施設種別合計	300,203	4,824,000	6.2%	42,760	109,402	39.1%

※1 地方公共団体施設における設備容量ベースの「導入目標」は、令和6年3月25日に開催した第2回「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」（以下「連絡会議」という。）において、各行政分野の施設を所管する関係省庁において、施設種別にkWベースで設定した努力目標値（第2回連絡会議【資料2-4】別紙を参照）

※2【政府目標に準じた参考値】として記載した設置件数ベースの値における「設置可能な建築物等の合計値」は、令和5年度施行状況調査により把握した地方公共団体施設の太陽光発電設備の導入ポテンシャル（簡易判定基準で○判定（設置可能性が高い）、△判定（設置可能性は高いが、懸念事項あり）となったもの）をもとに推計して算出したもの。

※3施設種別合計値は、小数点以下の数字を四捨五入している関係で、施設種別ごとの数値を足上げた場合の数値と一致しない場合がある。

【ご参考】太陽光発電設備容量実績の導入目標に対する割合（関係府省庁も表示）



※施設分類ごとにn数は異なる。

*「令和4,5年度設置」は令和6年度調査結果にて掲載

(参考) 環境省からの財政支援・地方財政措置

地域の脱炭素化に向けた主な自治体支援

国庫補助

■ 地域脱炭素推進交付金

【R7年度予算 385億円+R6年度補正予算 365億円】

→脱炭素と地域課題解決を同時実現する「**脱炭素先行地域**」等のモデル構築に取り組む自治体を複数年度にわたり支援

先行地域100地域等の実現に向け**必要予算を確保**
脱炭素先行地域・重点対策加速化事業の実現のための支援
(+今後の在り方については改めて検討)

【R8当初 270億円+R7補正 335億円】

■ 地域レジリエンス事業

【R7年度予算 20億円+R6年度補正予算 20億円】
(2025年度までに約1,000箇所)

→防災施設・避難施設等への再エネ・蓄電池等の導入を支援し、
平時の**脱炭素化**と災害時の**レジリエンス強化**を同時実現

国土強靱化中期計画に基づく目標達成のため**予算拡充**
2035年度までに**追加3,000箇所**

【R8当初 20億円+R7補正 40億円】

■ 地方公共団体による脱炭素計画作成支援

→自治体による再エネ導入等の脱炭素化に向けた**脱炭素計画作成**
支援や**人材育成支援**等を実施

具体施策の検討・実施支援へ転換 (「宣言から実行へ」)

【**新**】地域脱炭素実現に向けた**具体施策実装支援事業**

【R8当初 6.3億円+R7補正 7億円】

地域脱炭素推進交付金を含め、地域・くらしを支える脱炭素分野について、R7年度補正予算とR8年度当初予算案合計で**約3,000億円規模**の予算を計上し、**地域主導の脱炭素の取組を支援**

地方財政措置・財政投融资

■ 脱炭素化推進事業債 (地方財政措置)

2022年度~2025年度

900億円/事業費1,000億円

→自治体の**公共施設等の脱炭素化**のための地方財政措置

措置の延長 (2026~2030年度) **・拡充**

- ・ペロブスカイト太陽電池の導入に係る補助事業について、一般補助施設整備等事業債の対象に追加
- ・ハイブリッド車を措置対象として追加

■ 株式会社脱炭素化支援機構 (JICN)

による**資金供給等** (財政投融资)

R7年度予算 600億円 (産業投資+政府保証)

→民間の脱炭素事業に対する官民ファンドによる**出資・債務保証**等

規模拡充

R8年度予算 700億円 (産業投資+政府保証)

地域脱炭素推進交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等）



【令和8年度予算額 27,018百万円（38,521百万円）】
【令和7年度補正予算額 33,500百万円】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）や地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）等に基づき、地域主導の脱炭素を推進するため、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対し、本交付金により、複数年度にわたって継続的かつ包括的に支援することを目的とする。

2. 事業内容

（1）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

- ①脱炭素先行地域づくり事業への支援
- ②重点対策加速化事業への支援
- ③民間裨益型自営線マイクログリッド等事業への支援

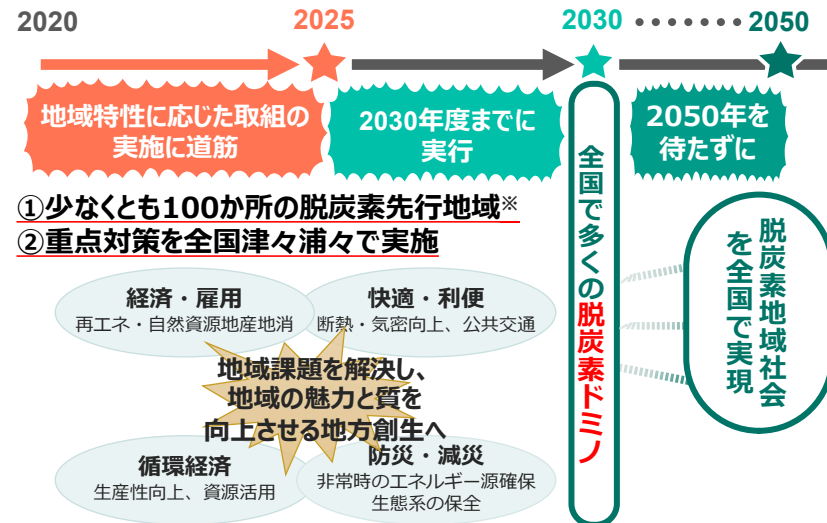
（2）地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

地域脱炭素推進交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

3. 事業スキーム

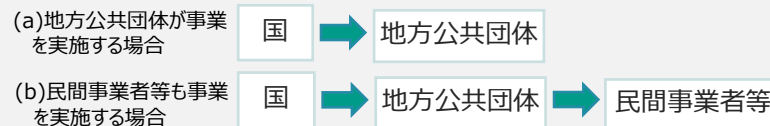
- 事業形態：（1）交付金（2）委託費
- 交付対象・委託先：（1）地方公共団体等（2）民間事業者・団体等
- 実施期間：令和4年度～令和12年度

4. 事業イメージ



※地域特性・地域課題等で類型化
先進性・モデル性等を評価し、評価委員会で選定

<参考：（1）交付スキーム>



お問合せ先： 環境省 大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

地域脱炭素推進交付金 事業内容

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金)

① 脱炭素先行地域づくり事業

交付要件：脱炭素先行地域に選定されていること等（一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等）。

対象事業：地域と暮らしに密接に関わる民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出について2030年度までに実質ゼロを実現することなどに先行的に取り組む地域として、環境省が選定した地域において、当該実現のための取組に対し支援する。

交付率：原則2/3

事業期間：概ね5年程度

② 重点対策加速化事業

交付要件：再エネ発電設備を一定以上導入すること等（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上）。

対象事業：地域共生・地域裨益型再エネの導入や住宅の省エネ性能の向上などの脱炭素の基盤となる重点対策について、交付金により行われる加速的な取組に対し支援する。

交付率：2/3～1/3、定額

事業期間：概ね5年程度

③ 民間裨益型自営線マイクログリッド等事業 (GX)

交付要件：一定の民間裨益が見込まれること等。

対象事業：官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッド等を構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援する。

交付率：原則2/3

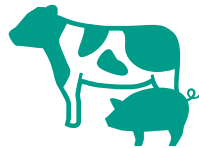
事業期間：概ね5年程度



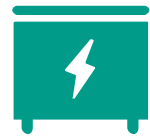
屋根置き自家消費型
太陽光発電



木質バイオマスの
エネルギー利用



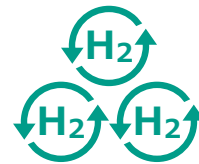
家畜排せつ物の
エネルギー利用



蓄電池の
導入



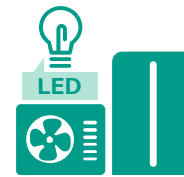
エネルギー管理
システム導入



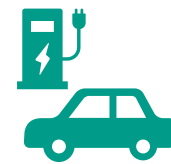
再エネ水素
利用



住宅建築物の
ZEB/ZEH



省エネ設備の
最大限採用



ゼロカーボン・
ドライブ



自営線
マイクログリッド



【令和8年度予算額 2,000百万円 (2,000百万円)】
 【令和7年度補正予算額 4,000百万円 (<一般分> 2,000百万円、<エネ特分> 2,000百万円)】

災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な自立分散型エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）における「避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設等※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コージェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助する。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設及び公用施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）

※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

（都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。）

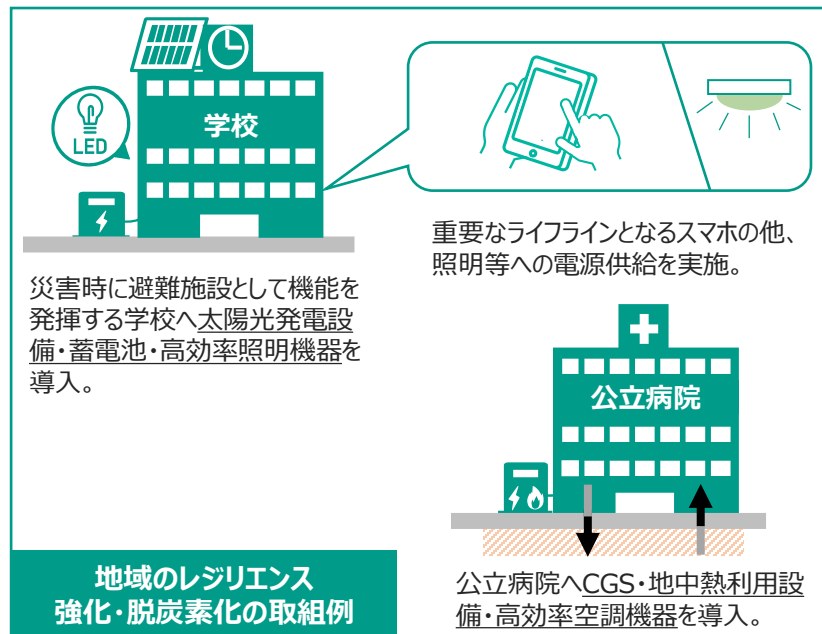
3. 事業スキーム

- 事業形態： 間接補助 都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3
- ： 地方公共団体 （PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可）
- 実施期間： 令和3年度～

4. 支援対象

- 補助対象計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
- 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設等

- ← 導入
- ・再エネ設備
 - ・蓄電池
 - ・CGS
 - ・省CO2設備
 - ・熱利用設備 等



「宣言から実行へ」。地域脱炭素の実現に向けて、具体的な脱炭素施策の検討・実施、地域人材の育成等を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策推進法、地球温暖化対策計画、GX2040ビジョン等に基づき行う地域脱炭素の取組は、我が国の2050年ネット・ゼロの実現及びこれと総合的で野心的な温室効果ガス削減目標の達成に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資することが求められている。地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、自らの事務及び事業の脱炭素化や区域内の脱炭素化に向けた具体的な施策を検討・実施すること、地域共生・地域裨益型の再エネを導入すること、地域中核人材の活用・育成・連携等を行うことが不可欠であり、そのための支援を全国的・集中的に実施する。

2. 事業内容

地方公共団体等による、公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定、主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施、風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング、地域脱炭素実現に向けた地域中核人材の活用・育成・連携等に対する支援を行う。併せて、地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討を行う。

(1) 具体的な脱炭素施策の検討・実施支援

- ① 公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援
- ② 主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施支援
- ③ 地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

(2) 地域共生・地域裨益型の再エネ導入支援

- 風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援（令和8年度予算）
- 再エネに係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援（令和7年度補正予算）

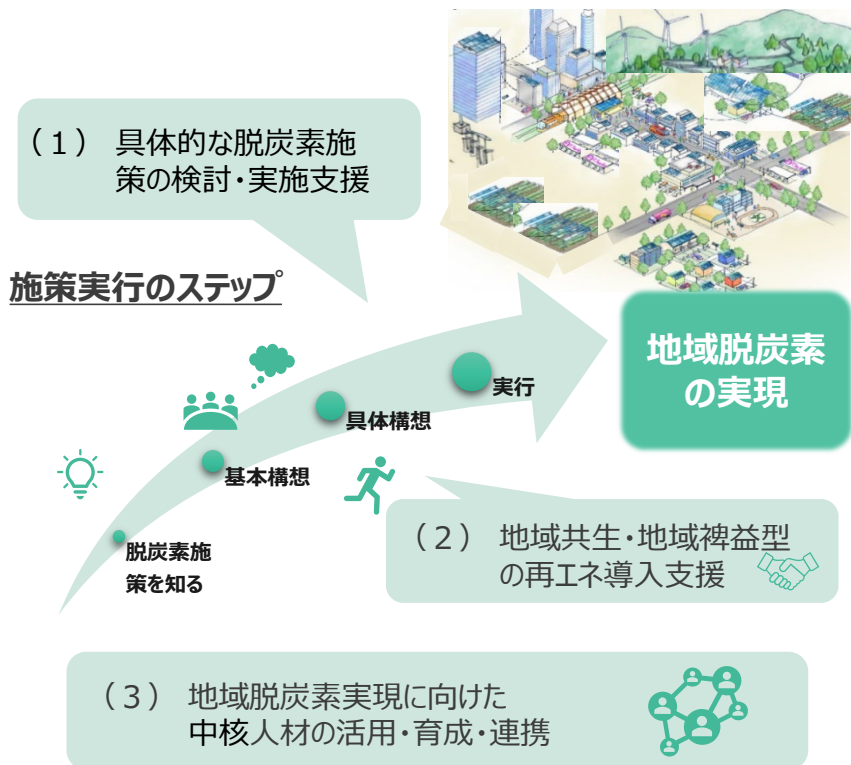
(3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の活用・育成・連携事業

- ① 脱炭素まちづくりアドバイザー派遣・相談
- ② 地域における中核人材育成研修
- ③ 地域の実情に応じた官民連携強化

3. 事業スキーム

- 事業形態： (1) ① (2) 間接補助事業（定率、上限設定あり）
(1) ②③ (3) 委託事業
- 補助・委託先 (1) ① 民間事業者・団体等（ただし地方公共団体との共同実施に限る） (2) 地方公共団体
(1) ②③、(3) 民間事業者・団体等
- 実施期間： 令和8年度～令和12年度

4. 事業イメージ



地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、 (1) 具体的な脱炭素施策の検討・実施支援



公共施設等への再エネ導入計画策定、主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施を支援します。

1. 事業目的

地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、ゼロカーボンシティ宣言や地方公共団体実行計画の策定等にとどまらず、具体的な脱炭素施策の「実行」に移すことが求められる。これを後押しするため、公共施設への太陽光発電設備の導入等による自らの事務及び事業の脱炭素化や、地球温暖化対策計画等に基づく主体ごとの役割を踏まえた区域内の脱炭素化について、その具体的な施策の検討・実施を支援する必要がある。

2. 事業内容

① 公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援

民間事業者・団体等との協働による公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、再エネ設備の導入に向けた計画策定を支援する。

② 主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施支援

地球温暖化対策計画等に基づく主体ごとの役割を踏まえ、都道府県等を核とし、管内市区町村をはじめとする他の地方公共団体や地域の関係者等と共同・連携した具体的な施策の検討や実施体制の構築、事業の実施等を支援する。

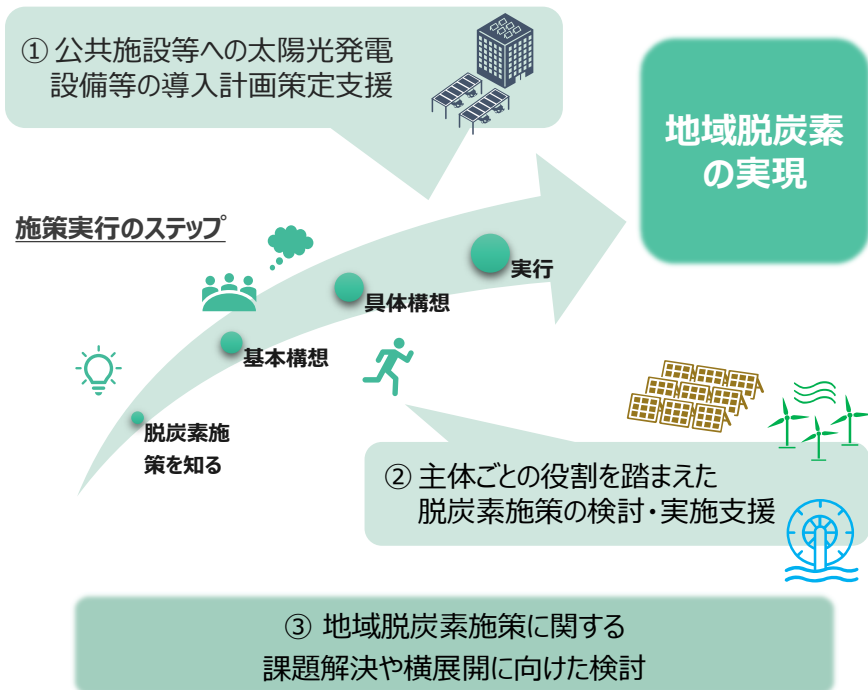
③ 地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

地球温暖化対策計画の見直し等を踏まえ、地域脱炭素実現に向けた課題解決や先行的な取組の横展開等を図るための検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態： ① 間接補助1/2（上限1,000万円）※対象施設により上限1,500万円
②③ 委託事業
- 補助・委託先 ① 民間事業者・団体等（ただし地方公共団体との共同実施に限る） ②③ 民間事業者・団体等
- 実施期間： 令和8年度～令和12年度

4. 事業イメージ



脱炭素化推進事業債等の延長・拡充

- 地球温暖化対策計画(令和7年2月閣議決定)を踏まえ、温室効果ガスの「2050年ネット・ゼロ」の実現に向け、地域脱炭素を加速化するため、脱炭素化推進事業債等を延長・拡充
- 延長期間は、地球温暖化対策計画に位置づけられた実行集中期間を踏まえ、令和12年度までの5年間とする

1. 対象事業

※赤字は拡充分 ※公営企業についても同様に措置

(1) 地方単独事業として実施するもの

① 公共施設等における再生可能エネルギー設備等の整備

※売電を主目的とするものは原則対象外としていたが、
発電電力を地域内で消費するための売電を主目的として自治体が整備するものを対象に追加

② 公共施設等をZEB※基準に適合させる改修等

※ZEB(Net Zero Energy Building)とは、一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物

③ 公共施設等を省エネ基準に適合させる改修

※建物全体が基準を満たす場合に加え、空調等の各設備が個別に省エネ基準を満たす場合を対象に追加

④ 公共施設等へのLED照明導入のための改修

⑤ 公用車における電動車※の導入・充放電設備の整備

※電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車

(2) 国庫補助事業として実施するもの

ペロブスカイト太陽電池の導入

※一般補助施設整備等事業債の対象に追加

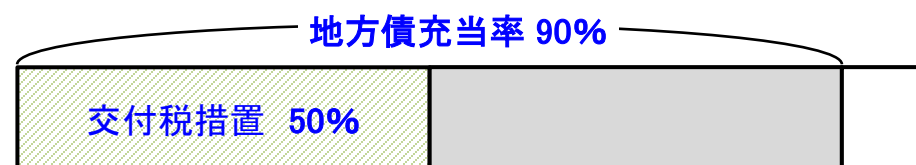
3. 事業期間

令和8年度～令和12年度(5年間)

2. 地方財政措置

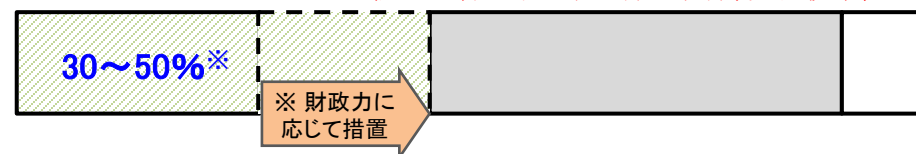
(1) ①及び②の事業

※売電が主目的の場合、対象事業費は1/2



(1) ③及び④の事業

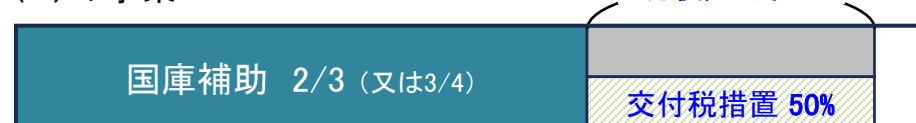
※個別の省エネ基準適合の場合、交付税措置30%



(1) ⑤の事業



(2) の事業



4. 事業費

1,000億円 (令和7年度: 1,000億円)

公営企業債（脱炭素化推進事業）の延長・拡充

- 地球温暖化対策計画(令和7年2月閣議決定)を踏まえ、温室効果ガスの「2050年ネット・ゼロ」の実現に向け、公営企業の脱炭素化の取組を積極的に支援するため、公営企業債(脱炭素化推進事業)を延長・拡充。
- 延長期間は、地球温暖化対策計画に位置づけられた実行集中期間を踏まえ、令和12年度までの5年間とする。

1. 対象事業

地方公営企業における脱炭素化のための地方単独事業

2. 事業期間

令和8年度～令和12年度(5年間)

対象事業	事業概要 ※赤字はR8拡充分	地方財政措置										
①太陽光発電設備の整備等	太陽光発電設備※等の整備(売電を主たる目的とする場合を除く。) ※建材一体型太陽光発電設備及びペロブスカイト太陽電池を含む。	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>← 一般会計負担(繰出) 地方負担額の1/2</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>→ 企業会計負担 地方負担額の1/2 →</p> </div> </div> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="background-color: #c8e6c9; text-align: center;">公営企業債 (脱炭素化推進事業)</td> <td style="text-align: center;">通常の公営企業債</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">元利償還金の 30～50% を普通交付税措置 ※水道事業、工業用水道事業、電気事業、ガス事業は一般会計出資債</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>地方負担額の1/2に「公営企業債(脱炭素化推進事業)」を充当した上で、元利償還金の全額を一般会計からの繰出の対象とし、その元利償還金に下表のとおり普通交付税措置(残余(地方負担額の1/2)については、通常の公営企業債を充当)</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th>対象事業</th> <th>交付税措置率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①・②</td> <td style="text-align: center;">50%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③・⑤・⑥</td> <td style="text-align: center;">財政力に応じて 30～50%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">④・⑦</td> <td style="text-align: center;">30%</td> </tr> </tbody> </table> </div>	公営企業債 (脱炭素化推進事業)	通常の公営企業債	対象事業	交付税措置率	①・②	50%	③・⑤・⑥	財政力に応じて 30～50%	④・⑦	30%
公営企業債 (脱炭素化推進事業)	通常の公営企業債											
対象事業	交付税措置率											
①・②	50%											
③・⑤・⑥	財政力に応じて 30～50%											
④・⑦	30%											
②ZEB基準相当への適合	ZEB基準相当に適合させるための改修等											
③省エネルギー基準への適合	省エネルギー基準に適合させるための改修											
④個別設備の省エネルギー改修	空調機器等※の各設備が個別に省エネルギー基準を満たす改修 ※対象設備：空調機器、換気設備、給湯機器、コジェネレーションシステム											
⑤③以外の省エネルギー改修	③の対象設備以外の設備に係る省エネルギー改修※(高効率ポンプ導入等) ※改修前と比較し、二酸化炭素排出量を15%以上削減できるもの											
⑥LED照明の導入	LED照明の導入のための改修											
⑦電動車の導入	公用車における電動車※の導入・充電放電設備の整備 ※電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車											

※この他、小水力発電(水道事業等)や設備の省エネルギー改修(国庫補助事業)等(下水道事業)、電動バス(EV、FCV、PHEV)等の導入(交通事業)についても対象